

議案第76号

東郷町公共用物管理条例の一部改正について

東郷町公共用物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

東郷町公共用物管理条例の一部を改正する条例

東郷町公共用物管理条例（平成14年東郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	950
	第2種電柱	1本1年につき	1,500
	第3種電柱	1本1年につき	2,000
	第1種電話柱	1本1年につき	850
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900
	その他の柱類	1本1年につき	85
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	

	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動車運送補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動車運行装置による	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
		検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		17
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
		上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	850	
			地下に設けるもの	510	
	その他のもの			1,700	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			使用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	使用面積1平方メートル	Aに0.008を乗じ	

掲げる施設	もの	ル1年につき	て得た額
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき
	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	710
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	24
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	240
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの 表示面積1平方メートル1月につき	240
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400
	標識	1本1年につき	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき 24
		その他のもの	1本1月につき 240
	幕（令第7条第4号に	祭礼、縁日 その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき 24

	掲げる工事用施設であ るものを除く。)	しに際し、 一時的に設 けるもの その他のもの	その面積1平方メート ル1月につき	240
	アーチ	車道を横断 するもの	1基1月につき	2,400
		その他のもの	1基1月につき	1,200
令第7条 第2号に 掲げる工 作物			使用面積1平方メート ル1年につき	1,700
令第7条 第3号に 掲げる施 設			使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料			使用面積1平方メート ル1月につき	240
令第7条 第6号に 掲げる仮			使用面積1平方メート ル1月につき	170

設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設			
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架 の道路の路面下（当該 路面下の地下を除く。 ）に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	地下（トン ネルの上の もの	階数が1の 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.005を乗じ て得た額
	地下を除く 。）に設け るもの	階数が2の 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.008を乗じ て得た額
		階数が3以 上のもの 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.01を乗じて 得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額 Aに0.01を乗じて 得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐	建築物 その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき 使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額 Aに0.01を乗じて 得た額

車場			
令第7条 第11号 に掲げる もの	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
応急仮設 建築物	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第12号 に掲げる 器具		使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動 車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下 に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.014を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.023を乗じ て得た額
	その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.033を乗じ て得た額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額等を次のように改めると。(別表関係)

使用物件の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	
			改正後	改正前
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	950	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	850	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85	94
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	920
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	510	570
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	1,900

	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	400
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	540	600

		メートル未満のもの				
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	570	
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	1,100	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に掲げる施設	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5		
						その他のもの
		検知の対象として設置する導線その他の線類				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	1,400		
その他のもの		上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	850		
		地下に設けるもの		510		

		けるもの		
		その他のもの		1,700 1,900
法第32条第1項第4号に掲げる施設			使用面積1平方メートル1年につき	1,700 1,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額 Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額 Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	1,200 1,100
		地下に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	710 680
		その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700 1,900
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートル1日につき	24 23	
	その他のもの	使用面積1平方メートル1月につき	240 230	

令第7条 第1号に掲げる物件	看板（一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	230	
	であるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	標識	1本1年につき	1,400	1,500	
	旗ざお	祭礼、縁日	1本1日につき	24	23
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1本1月につき	240	230
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日	その面積1平方メートル1日につき	24	23
		その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400	2,300
その他のもの		1基1月につき	1,200	1,100	

令第7条 第2号に 掲げる工 作物		使用面積1平方メート ル1年につき	1,700	1,900
令第7条 第3号に 掲げる施 設		使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じ て得た額	Aに0.0 34を乗じ て得た額
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		使用面積1平方メート ル1月につき	240	230
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に掲 げる施設		使用面積1平方メート ル1月につき	170	190
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下（当該路面下の 地下を除く。）に 設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 14を乗じ て得た額	Aに0.0 15を乗じ て得た額

	上空に設けるもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が 1 のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 5 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が 3 以上のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 3 3 を乗じて得た額	A に 0. 0 3 4 を乗じて得た額
令第 7 条 第 9 号に 掲げる施設	建築物	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 5 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条 第 1 0 号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 2 3 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	A に 0. 0 1 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 を乗じて得た額
令第 7 条	トンネルの上又は	使用面積 1 平方メートル	A に 0. 0	A に 0. 0

第11号 応急仮設 建築物	高架の道路の路面 に掲げる	下に設けるもの	ル1年につき	14を乗じて 得た額	15を乗じて 得た額
	建築物	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 23を乗じて 得た額	Aに0.0 24を乗じて 得た額
		その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額
		その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額
令第7条 第12号		使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額	
令第7条 第13号 施設	トンネルの上又は 自動車専用道路（ 高架のものに限 る。）の路面下に 設けるもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 23を乗じて 得た額	Aに0.0 24を乗じて 得た額
		その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額
		その他のもの	使用面積1平方メート ル1年につき	Aに0.0 33を乗じて 得た額	Aに0.0 34を乗じて 得た額

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。